

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 令和6年5月1日から適用	現 行
別 紙  地質、土質調査業務の価格積算基準	別 紙  地質、土質調査業務の価格積算基準
1・2 [略]	1・2 [略]
3 地質、土質調査業務費構成費目の内容	3 地質、土質調査業務費構成費目の内容
3-1 一般調査業務費 一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。	3-1 一般調査業務費 一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。
(1) 純調査費 純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。	(1) 純調査費 純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。
ア・イ [略]	ア・イ [略]
ウ 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、 <u>事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用</u> を含むものである。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。	ウ 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費を含むものである。  なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。
(2) 一般管理費等 一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。	(2) 一般管理費等 一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。
ア [略]	ア [略]
イ 付加利益 付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用 <u>等</u> を含むものである。	イ 付加利益 付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。
3-2・3-3 [略]	3-2・3-3 [略]
4 [略]	4 [略]

改正後

令和6年5月1日から適用

現 行

別表－1

## 地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(2) [略]

別表－1

## 地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(2) [略]

○ 測量業務の価格積算基準について（平成5年3月25日付け5構改D第155号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 令和6年5月1日から適用	現 行
別 紙  測量業務の価格積算基準	別 紙  測量業務の価格積算基準
1・2 [略]	1・2 [略]
3 測量業務費構成費目の内容	3 測量業務費構成費目の内容
3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、一般管理費等で構成する。	3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、一般管理費等で構成する。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、 <u>情報共有システムに要する費用（登録用及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用とする。</u>	(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費 <u>を含むものである。</u>
なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。	なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。
(3) [略]	(3) [略]
3-2・3-3 [略]	3-2・3-3 [略]
4 [略]	4 [略]
別表-1 [略]	別表-1 [略]

○ 設計業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第157号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 令和6年5月1日から適用	現 行
<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 その他原価 [略]</p> <p>(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、<u>情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用</u>である。</p> <p>3-3 一般管理費等 一般管理費等は、業務処理に必要な<u>建設コンサルタント等における</u>経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該設計業務を実施する<u>建設コンサルタント等</u>の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該設計業務を実施する<u>建設コンサルタント等</u>を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用<u>等</u>を含むものである。</p> <p>3-4 [略]</p> <p>4 設計業務費の積算 <u>[削る]</u> <u>建設コンサルタント等を対象とする場合</u>の設計業務費は、次の算定方式により算定する。 設計業務費＝（設計業務価格）＋（消費税相当額） ＝ {（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）} × {1＋（消費税率）} (1)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 その他原価 [略]</p> <p>(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等である。</p> <p>3-3 一般管理費等 一般管理費等は、業務処理に必要な経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該設計業務を実施するコンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該設計業務を実施するコンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。</p> <p>3-4 [略]</p> <p>4 設計業務費の積算 <u>建設コンサルタント等を対象とする場合</u> 設計業務費は、次の算定方式により算定する。 設計業務費＝（設計業務価格）＋（消費税相当額） ＝ {（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）} × {1＋（消費税率）} (1)～(5) [略]</p>